省　　令

○厚生労働省令第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～五十三　（略）	一～五十三　（略）
五十四　二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
五十五～百二十　（略）	五十四～百十九　（略）
百二十一　一―（二―ジエチルアミノ）エチル―二―（二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル）メチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
百二十二～百三十五　（略）	百二十～百三十三　（略）
百三十六　N―シクロプロピル―四―ヒドロキシ―N―メチルトリプタミン及びその塩類	（新設）
百三十七～三百五十七　（略）	百三十四～三百五十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○経済産業省・環境省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第七条第一項第一号イ(4)の規定に基づき、及び同令を実施するため、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

経済産業大臣臨時代理　国務大臣　小野田紀美

環境大臣　石原　宏高

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）	（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　令第七条第一項第一号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。	6　令第七条第一項第一号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　蒸気（前号に掲げるものを除き、廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限る。）並びに温水及び冷水（廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限る。）　○三　蒸気（前二号に掲げるものを除く。）並びに温水及び冷水（前号に掲げるものを除く。）　次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める係数	（新設）
イ～ハ　（略）	
7　環境大臣及び経済産業大臣は、第三項第一号、第五項第一号及び前項第三号イの係数を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認するものとする。	二　蒸気（前号に掲げるものを除く。）、温水及び冷水　次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める係数
	イ～ハ　（略）
	7　環境大臣及び経済産業大臣は、第三項第一号、第五項第一号及び第六項第二号イの係数を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認するものとする。